

病院・診療所(6項イ)消火設備の設置基準の改正 消防法改正 H28.4.1 施行

昨年10月に10名の方がお亡くなりになられた福岡市の診療所火災の対策として、このほど消防法が改正されました。16項(イ)病院・診療所の用途を「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」かどうかの基準で4つに分けて、各々についてスプリンクラー設備等の設置基準が改正されました。

◆スプリンクラー設備の設置基準 H28.4.1 施行

改正前		改正後	
設置基準 延床面積	用 途 6項(イ)	用 途 6項(イ) の詳細区分	設置基準 延床面積
3,000 m ² 以上	病 院	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院 診療科名に特定診療科名（内科・整形外科等）がある 養療病床、一般病床がある	全て設置 が必要
6,000 m ² 以上	診療所	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所 診療科名に特定診療科名（内科・整形外科等）がある 4人以上の患者を入院させる施設がある	3,000 m ² 以上
		(3) 上記に該当しない 有床診療所・病院 ・夜間においても相当程度の患者の見守り体制（13床当たり職員1名）がある病院 ・精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院 ・3床以下である有床診療所 ・患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの （歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、小児科） ・火災発生時の延焼を抑制する機能を備えた構造を有する施設	6,000 m ² 以上
		(4) 無床診療所又は無床助産所	

◆水道直結型スプリンクラー設備の設置基準の緩和 H27.3.1 施行

改正前		改正後
延床面積 1,000 m ² 未満 の施設に設置可能。		防火上の措置を施したレントゲン室・手術室等の部分の面積 を除いた面積が 1,000 m ² 未満である施設に設置可能

◆消火器の設置基準 H28.4.1 施行

改正前		改正後	
設置基準 延床面積	用 途 6項(イ)	用 途 6項(イ) の詳細区分	設置基準 延床面積
150 m ² 以上	病 院 診療所	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院 (2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所 (3) 上記に該当しない 有床診療所・病院 (4) 無床診療所又は無床助産所	全て設置 が必要

◆火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）の設置基準 H28.4.1 施行

改正前		改正後	
設置基準 延床面積	用 途 6項(イ)	用 途 6項(イ) の詳細区分	設置基準 延床面積
500 m ² 以上	病 院 診療所	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院 (2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所 (3) 上記に該当しない 有床診療所・病院 (4) 無床診療所又は無床助産所	全て設置が必要 自火報と連動 全て設置が必要 500 m ² 以上

◆自動火災報知設備（平成25年12月改正済み）の設置基準 H27.4.1 施行

6項(イ)(1)、(2)、(3)については、全て自火報の設置が必要になります。

6項(イ)(4)は、延床面積300m²以上で、設置が必要になります。

本年 FIRE 通信でご案内した主な消防法改正について

本年は、下記内容の消防法の改正について FIRE 通信でご案内しました。弊社ホームページでは、全てのバックナンバーをご覧いただけます。ご参考になさってください。

FIRE 通信号	施行日	改 正 内 容
H26.12	H28.4.1	6 項イ（病院・診療所）用途が 4 つに区分され、スプリンクラー設備、消火器、火災通報装置の設置基準が改正されました。
H26.4	H26.4.1	3 階建以上で、収容人員が 30 名以上のホテル、旅館等を対象に『表示制度』が始まります。
H26.2	H27.4.1	6 項ロ（認知症高齢者グループホーム、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム）全てにスプリンクラー設備設置の義務化。火災通報設備の自火報連動の義務化。
H26.2	H27.4.1	2 項二（カラオケボックス） 6 項イ（病院・診療所・助産所） 6 項ハ（老人デイサービス等） 5 項イ（旅館・ホテル・宿泊所）全ての対象が自動火災報知設備の設置義務化。 また、全て消防機関の検査を受けなければならない。
H26.2	H25.11.26	不活性ガス容器弁点検方法改正 二酸化炭素を消火薬剤とするもの⇒設置または容器弁点検後 25 年までに実施。 その他のガス及び加圧ボンベ⇒設置または容器弁点検後 30 年までに実施。

祝開院 神戸国際フロンティアメディカルセンター（KIFMEC）様

KIFMEC は、アジアのメディカルセンターを見据え、移植・再生医療、内視鏡治療・手術など高度な先端医療サービスを提供する施設として 2014 年 11 月 17 日(月)に、神戸ポートアイランドに開院しました。

臨床試験・治験との連携による医薬品・医療機器開発などの新たな事業機会を創出するとともに、アジア・中近東諸国を中心に海外への情報発信・技術移転や人材交流を推進し、神戸の国際都市化にも貢献します。

神戸市中央区港島南町一丁目 5 番地 1

☎ 078-302-0555

医療センター駅ヨコ(神戸新交通ポートアイランド線)



CALMIE

最先端の病院にふさわしい
世界初！スケルトン消火器
カルミエをキフメック様に
設置していただきました。
女性でも軽く扱いやすい
オシャレで可愛いとご好評
をいただきました。

キフメックのスタッフの方
とともに病院の安全を見守ります。

